

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	10	担当課	医療対策課
法令名	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	根拠条項	11	不利益処分の種類	施術所の使用制限、使用禁止命令
<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和二十二年十二月二十日法律第二百十七号)</p> <p>第十一条 この法律に規定するもののほか、学校又は養成施設の認定の取消しその他認定に関して必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関して必要な事項、免許の申請、免許証又は免許証明書の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出並びにあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿の登録、訂正及び削除に関して必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎ並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関して必要な事項は厚生労働省令でこれを定める。 都道府県知事は、施術所の構造設備が第九条の五第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。</p> <p>第九条の五 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。 施術所の開設者は、その施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則 (平成二年三月二十九日厚生省令第十九号)</p> <p>(施術所の構造設備基準)</p> <p>第二十五条 法第九条の五第一項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 六・六平方メートル以上の専用の施術室を有すること。二 三・三平方メートル以上の待合室を有すること。三 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。 <p>(衛生上必要な措置)</p> <p>第二十六条 法第九条の五第二項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 常に清潔に保つこと。二 採光、照明及び換気を充分にすること。					